

南部盛岡藩学、岩手県学関係資料研究 (1)

——茅ヶ崎市八角家・盛岡岩谷家所蔵を中心にして——

中村 安宏・藤原 暹

はじめに

平成13年10月13日、盛岡中央公民館主催の「南部藩学校・日新館と作人館」展の記念講演(藤原暹講演)の際に、旧盛岡洋学懇話会のOB会を開催した。その会で八角高遠ゆかりの(高遠の次男高英の5女ヤヨの3男。盛岡市三ツ割在住)の岩谷和郎氏から所蔵の史料を寄贈したいのだがとの希望が述べられた。

この件についてはかねてから気にかかっていたことであるので、藤原が仲介の労を取ることでお引き受けした。

その後、加賀野新小路家の直系 神奈川県茅ヶ崎市中海岸の八角博香・幹枝夫妻の所蔵になる八角高遠(宗律、杏齋)と高英関係資料について改めて調査に伺った。かつて当主博香氏(高英の3女入江タケの4男。長女美恵子は京都林重憲と結婚のため入江博香が八角の養子となる)が御存命であった時に調査させて戴いた。その一部は藤原暹編『八角杏齋の研究』(昭和63)で報告する機会があったが、今回(平成13年11月、平成14年7月)改めて調査し直し、平成14年8月に盛岡市中央公民館に寄贈を完了した。

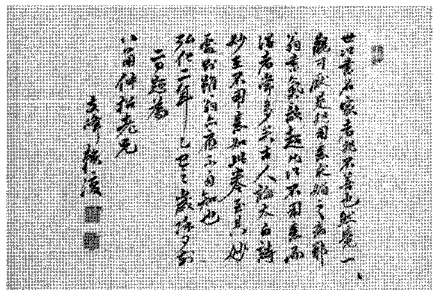
以下新たな問題点をも含めて寄贈資料等の内容を報告しておく事とした。(本来なら、盛岡市中央公民館郷土資料室の研究紀要などに報告するのが適切かとも思ったが、しかるべき発表誌がないとの事であった。)盛岡に関係する然るべき研究誌に紹介しておくのが責務と考えて本誌に発表する事にした。なお、人文社会科学部の中村安宏先生には本論発表に関して御協力をいただき、盛岡中央公民館の小西弘明氏には寄贈目録を作成していただいた事を感謝する。

I 岩谷家資料について

1 頼復次郎(支峰)の書

頼復次郎(支峰)は頼山陽の第二子である。山陽が文化十二(1815)年京都車屋町から二条木屋町に移り支峰が生まれたが、それを機に梨影を正妻にした。この梨影との間には辰蔵と鴨崖(三木八、後の三樹三郎)とが生まれたが、辰蔵は早く痘死した。

山陽は文政五年居を鴨川畔三本木水西荘に移し、文政十一年そこに山紫水明処を築いたが、その4年後の天保三年に病死する。次男支峰が家学を継承した。弟



の三樹三郎は国事に奔走して、やがて安政の大獄で刑死するが、兄支峰は地味な学者の道を歩いたのであった。明治維新後も活躍を続けて明治22年、67歳という当時の長寿をまっとうしたのであった。

上掲の書は弘化二年乙巳に支峰頼復が八角仲招老兄に宛てたものである。読み下し文については、盛岡中央公民館所蔵にもあるので省略したい。弘化二（1845）年という年は支峰30歳。南部盛岡藩医八角宗律（高遠）は天保11年（1840）7月に京都・新宮涼庭の順正書院に入門し、やがて塾頭として活躍する。丁度弘化2年には娘松の病氣療養のために城崎温泉に涼庭が滞在していた。娘松の病状が悪化して急いで「ブレンキの小児書と薬品」を急遽京都から届けたのが宗律であった。すでに涼庭門で中心的存在となっていた。

通常、南部盛岡藩学と頼支峰の関係は宗律の盛岡帰郷後の活躍によって盛岡に洋学校日新堂が新設された時に校名と賛辞「堂は、府城の東南二十五、六丁の一邱岡にあり。八幡森に隣りし、梁川を背にして北上川に臨む。… 慶応二年四月 頼復」と付した扁額を送った事が知られている。しかし、その両者の関係は早く京都時代からあった事が判明する。

八角宗律の京都での記録として『在京記』があるが、そこにはサロン風の漢詩文の会の様子も記されている。医学研究以外に涼庭も宗律も漢詩文に造詣がありなかなかの詩文会ではあった。

問題は山陽・支峰と涼庭・宗律との関係であるが、中村真一郎の『頼山陽とその時代』は「文政十一年の春の末に山陽が涼庭に書いた手紙がある」とし、「涼庭自身の証言によれば余、先生ヲ識ルコト三十余年…とあるので山陽の京都暮らしは二十年であつて）涼庭は既に山陽の田舎暮らしの間に交わりを開いていたという事になる」としている。中村氏の考証は更に進み、涼庭の長崎遊学の中途、神辺に至って菅茶山を訪問した。その時の茶山塾の塾頭が頼山陽であつて、ここに二人の交友が始まったとしている。ここで中村氏に更に加える事案はないが、京都以前からの深い交際があった事は否めない。天保3年6月山陽が咯血して倒れた時に最初駆けつけたのは京都・蘭学家小石玄瑞であつた。森鷗外『伊沢蘭軒』を持ち出すまでもなく玄瑞と山陽とは深い関係があつた。玄瑞の見立ての後に涼庭が診察に訪れた。二人の蘭医の診断は一致した。山陽の死に際して「頼先生ヲ哭ス」という惜別詩もある。

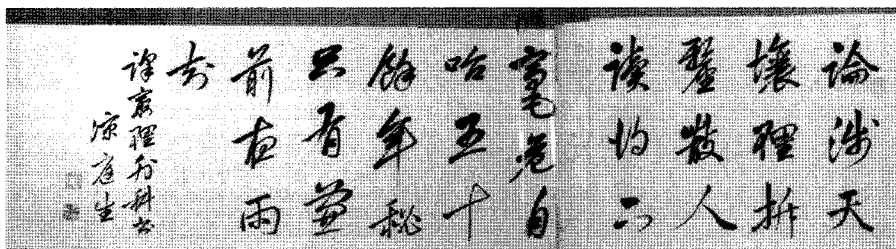
山陽死後に家学を継いだ若き支峰の支えに涼庭がなつた事は言うまでもないし、そこに同世代でやや兄貴株の宗律がいた。彼らのサロンの世代も交替しつつあつた。

次に紹介する資料は、中村著が山陽の死を悼んだ詩の次に紹介している「蘭書ヲ訳ス」という詩編に関係するものである。（これを中村著はなぜここに紹介しているのかはよく分からないが…。）

2 新宮涼庭の書

幾つかの新宮涼庭の書から、二つを取上げておきたい。

「譯窮理外科 涼庭書」と「余在盛岡客舎 涼庭山人」である。



上掲文中「五十餘年」とは、吉雄永保(如淵)の『窮理外科則』の第七編初版序に「長崎に来て予に従って蘭語を学ぶ者三年。学既に成る。近く…窮理外科則十余編を翻し」とある事から判断してみる。涼庭の長崎遊学は文化十年(1813)であるから、それからざっと五十年近くと言う意味であろう。翻訳を終わり涼庭は感無量であった。

勿論、門下生達も手伝ったのであるが、宗律や同じく盛岡藩医で新宮門に入塾した飯富了吾が手伝うようになったのはいつ頃からであろうか。

『鬼国先生言行録』の末尾に「先生著述書目如左方」という著作目録がある。そこには『窮理外科則 原著護尔篤児氏』以下『療治瑣言』に至る十著が掲げられている。

この十著は年代順には文化十二、三年ごろから安政五、六年ごろまでである。この間宗律が筆記校正などに関与してくるのは天保十三年からである。というのは天保十三年刊の『療治瑣言』前編四冊の校正は「福知山有馬文哲、盛岡八角高遠宗律」であるからである。入門後二年目である。『窮理外科則』の出版年時は、山本四郎著『新宮涼庭傳』によれば「文化十四年第七編上中下」の刊行以来、「第十二編」の訳述が弘化2年までには完了していたという。

この中で第六編の輯録は「陸奥八角宗律高遠」であり、初編の筆録は「盛岡 八角宗律高遠」である。宗律にとっても感慨深い作業ではあった。

中村氏の紹介した「蘭書ヲ訳ス」という七言句と上掲したものには異同がある。

「括」が「渉」。「苦」が「散」。「遅」が「老」。「苦」が「秘」。である。

次に、「余在盛岡客舎 涼庭山人」についてである。



この読み下しも前述資料にあるので割愛する。文中「庚子七月十五日」とは天保11年7月15日であり、「盛岡客舎」とは「先生旅宿小野清助方」(『杏斎秘録』)である。小野清助は紺邸・栗野の酒屋の家号。「平安口舌人」とは平安・京都からの講演者という意味で、涼庭自身を指す。涼庭は天保初年から11年まで南部盛岡藩の財政顧問であった。当時南部の政治は最悪の状態にあった。藩主利濟は長男利義を廃嫡・毒殺しようとした人であり、家老達は藩札を乱発し財政的混乱を招いていた。この時に藩の財政改革への提言を行うために招かれて盛岡に来たのである。献策は藩士たちの反対を招き、涼庭は失望した。

この旅が生んだものは、一つは涼庭が財政相談役を断とうとした事。二つ目は南部盛岡藩の若きエリート達を京都の自塾に入れ、新しい医学を啓蒙しようとした事である。

なお、この資料とは別に山本氏の紹介した七言句がある。そこでは「平安口舌人」が「平安布衣人」となっている。布衣とは官位のない庶民を意味する。いずれでも詩句の意味は通ずるが、涼庭にとってこの旅は暗澹たる気持ちにさせたものであった。

七月下旬盛岡を発って江戸に上るが、その間に「九郎判官(義経)」の「高館」を過ぎる。その感慨の詩もあるが、これも読み下し文があるので割愛する。

II 茅ヶ崎家の資料について

1 「靈璽」をめぐる

茅ヶ崎八角家には靈璽3箱があり礼拝されている。その中心の箱には、

明治五 壬申年仲春

神祭之祭主

後昆 高遠

再拝

との自筆がある。

つまり、明治5年(1872)壬申。明治新政府が最初の全国的な戸籍を作成した年である。

従来の「宗旨人別帳(宗門人別帳)」を廃止し、身分でなく住居に屋敷地番号(番地)で記載させた。「宗旨人別帳」とは言うまでもないことであるが、一般的には寛文年間(1661-73)ごろに実施されたキリスト教禁制の徹底のための帳簿である。これによって、寺院が檀家たる事を個人ごとに証明(寺請け)したのであるが、キリシタン以外にもその影響は大きかった。幕府は仏葬を強制し、神職の死までも仏葬にさせられたのである。八角家のお墓が盛岡市名須川町光台寺にあるがその故も理解できよう。(なお、本来神社敷地内には神が忌み嫌う事から墓地はなく、別に墓地は求められる事になる。)

「宗旨人別帳」の廃止とともに神葬祭執行が許可になるのは明治5年6月である。

さて、後昆(子孫)高遠が祭主となって先祖の霊を再拝し、靈璽を作成したのである。

箱には木製の靈形・木主が納められているが、その形状は片木形(台をつけない板だけ)である。木主には、

一世 宗積 元文元年二月二十三日卒
 二世 杏里 安永二年八月二十七日卒 享年六十
 三世 文化十年四月 八日卒
 四世
 五世 文政六年十二月十四日卒 三六
 六世 高遠 明治十九年十二月十九日 七十一
 七世 高英 明治二十年十二月廿一日 三六

とある。

『南部藩参考諸家系図』によると、八角氏は陸奥会津の出身。蒲生飛驒守氏郷に仕えて会津角館に百五十石を領した。豊臣秀吉の重臣前田利家と誼みのあった南部信直は南部盛岡に居城を構えた。世子利直夫人は蒲生氏の会津より輿入れ、その際にその御附役として南部藩に召し抱えられる。後に故ありて禄取められ浪人して沼宮内(岩手県北)に住む事となった。その後、重直の時に再度召し出される。

高遠の先祖一世宗積は…沼宮内八角高重の弟 則高、高明、高政、高卓がそれぞれ別系として独立し四家となった際に、高政・宗積が一家を形成したのである。従って、ここで八角家は全部で五家と分かれた。(なお、この系譜については既に別に発表してはいる。後に高遠の手記に「沼宮内のおばを訪ねて…」という記述も出てくるので関係は深かった模様である。)

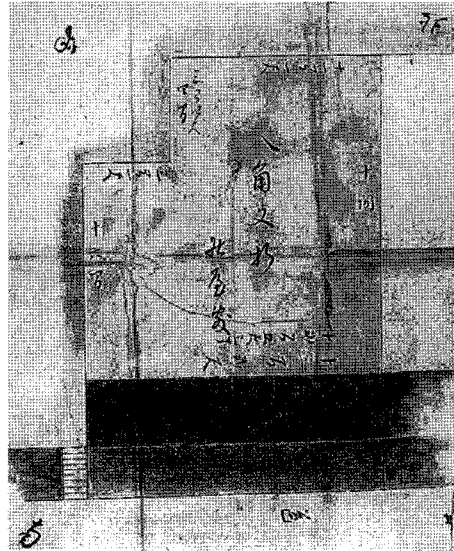
2 高遠(又新)関係から

20点余の資料中で問題になるのは一つは高遠が日新堂廃絶後、巖手県学校に勤務して新しい

体制の下に医事に従事した時期の部分である。この点についてはすでに拙論がある。二つ目は「明治壬申地券」に関係する5枚であろう。これは前節1の「壬申戸籍」とも連関する明治新政府下の激動に対応する八角高遠家を物語っている。

高遠の加賀野新小路十三番の地所・居宅に関しては、明治庚午三年閏十月の絵図面付きの願い上書がある。

図面は三枚あるが、次にその一枚を掲げる。右図上はその時点の宅地図面であるが、新しく払い下げを願ったものである。



覚

一 別紙繪図面之通地面式百三十一坪
 右為御冥加之残
 四拾六貫貳百文奉差上候ニ付 御払頂戴
 被下屋敷 願い上候以上
 庚午
 閏十月 八角 又新

これに対して、以下の 壬申地券 関係の書類がある。

聞届候事

今般式宕区内加賀野新小路
 五百八番士族下河原志津馬所持
 屋敷讓請引越申居 左
 内加賀野小路千九百九十番屋敷
 是迄之通所持 在 此段
 御届申上候以上
 加賀野千九百九十番屋敷居住
 士族
 八角 高遠 印

壬申六月廿六日
 本宕区
 戸長 御中

第一区 加賀野新小路十三番地
 表口 拾九間三寸
 裏口 貳拾間
 奥行 東 貳拾間六尺
 西 貳拾間三尺
 此坪数 四百〇五坪五分
 此地価 拾貳圓貳拾六錢五分 但一坪二付



三銭

右 御検査之上地券御渡被下置居様奉願候以上
壬申 十月

岩手県貫属

士族 八角 高遠
戸長 笹森 満平
区長 上田 重温

八角 高遠

書面志家村加賀野新小路道代拾八坪
此代価 五百四拾文ヲ以
拂下ケ願之通聞届
然条 地代金上納
可致事

明治六年一月廿五日

岩手県権令 島帷精印

乍恐書付ヲ以奉願上候

志家村加賀野新小路道幅六間之内両側老間宛銘々所持
屋敷候 是加申度儀ニ願上候所地位
御附紙相成随 私屋敷表口間数ニ応拾九坪内用水
溝分壹坪相除拾八坪有 壹坪ニ付永三十文都合
五百四拾文ニテ御拂下被下置度此段奉願度以上
葵酉一月

加賀野新小路十三番屋敷居住

士族

八角 高遠

戸長

笹森 万平

区長

上田 重温

岩手県権令 島帷精殿

これに対して、島県令から右図下の「證文」が下されている。

明治政府は江戸時代以来の都市への地子免除の特権を廃止して租税負担の公平化を図った。明治4年12月に東京府下市街地に「地券」発行して地租を徴収した。これは漸次地方都市に拡大、明治5年2月土地の永代売買解禁令とともに、7月壬申地券を交付した。

さらに、明治6年の地租改正により新地券(所有者名・地目・反別・地価を記載)を交付した。

また、明治4年2月戸籍法を交付大蔵省に戸籍司(後に戸籍寮)を置き地方に戸籍事務のために大区、小区を設置、戸長、副戸長を任命した。ここに宗旨人別改帳を廃止し、身分でなく、屋敷地番号をもって編成した。

上掲資料はそうした新時代の行政に高遠家がいかに対応したかを物語っている。

3 高英(梅次郎)関係資料

40点の中で教育勅語の写しは高英の死後(明治21年12月21日没)のものであり、直接には関係しない。

高英(梅次郎)に関しては、藤原暹編『八角杏齋の研究』で高英が明治21年9月5日に書いた履歴書が盛岡市下ノ橋中学校史料館に保存されており、それとの照合を行った事がある。今回改めて上記資料を再調査してその後幾つかの点について判明したので報告しておく。

高英の洋学は「明治2年岩手県学校ニ於テ窮理書習業」、「明治3年正月盛岡藩学校英学長上生拝命」(「履歴書」)というに始まるかと思われるが、そのレベルは高くない。今回の資料「大阪師範学校予科教官任命」連関する盛岡の英学を先ず考えてみたい。というのは昨秋10月13日の私の盛岡中央公民館での講演「日本日新堂物語」の後、平成13年12月22日の『岩手日報』に名須川溢男氏の「岩手らしさの定着=新時代の胎動-日新堂から洋学校へ」という記事が掲載されていたからである。その記事は故長岡高人著『日新堂物語』(熊谷出版 昭和57年)の内容にも及ばないものであったからである。

「盛岡洋学校への転換と廃校」について、故長岡高人氏は次のように叙述している。

(田中館愛橘の日記を引用して、明治4年)東京で英学を修めてきた中原雅郎という人があり、藩の学制すべてを改革して洋学中心にしました。…(明治四年九月二十四日)中原某の洋書を講ずるを聞く…明治四年九月、国漢学教官の免職が発令になり「盛岡県洋学校規則」が交付された。この規則は明治三年閏十月に改正された洋学教育の大学南校規則」を基準にしたもので(ある)…」

長岡氏は当時、外国人教師の招聘が頓挫した点にふれて盛岡の英学自体の進化は学制以前には果たさなかったと言う。ここでは高英自体にはふれていないが、高英の盛岡での英学修行も短期間で上京した。箕作秋坪に従い、さらに大学南校、共憤義塾へと進学していく。この間の修学が後の大阪師範学校や岩手師範学校、さらに公立岩手中学校(後の盛岡中学校)教育につながって行くのである。

箕作秋坪は箕作阮甫の娘婿であるが、幕末には外国奉行支配翻訳御用を勤め、海外使節随員や北方領土境界交渉に関与したりした。明治になってからは、明治1年三叉学舎を開き、明治6年明六社参加、明治8年東京師範学校摂理になる。この師範学校は明治5年の学制の師範学校規則に従って設置され同9月から授業を開始したが、外国人教師として、前年来日し大学南校の教師をしていたアメリカ人スコットを招聘した。彼はアメリカの小学校そのままの教育方法を取り入れ、英語で教育した。通訳には坪井玄道(後に仙台の英語学校で教鞭をとる。ここでの英語学校とは東京英語学校の系譜にあるもので、愛知、大阪、広島、長崎、新潟、宮城の各県に設置された。大学予備的存在であった。なお、幕末の洋学者坪井信道との姻戚関係はない。)が当たった。こうした官立の師範学校は明治6年8月に大阪、宮城に、明治7年2月には愛知、広島、長崎、新潟などに新設されたが、財政事情で明治11年2月までに廃止されるに至った。以後府県における師範学校教育となる。岩手師範学校は明治9年2月に文部省に学校設置を申請し、5月に東京師範学校の卒業生黒木常経が着任して、8月に公立盛岡師範学校が開校した。すでに大阪、堺の師範学校での経験をもって高英は創設間もない明治12年2月に岩手師範学校に奉職したのである。東京師範学校の例でも分かるように大学南校系列との関係があったのである。(大学南校は明治2年12月大学東校(医学校)とともに分局としてし、普通、専門の2科を設けた。明治4年大学廃止とともに独立。文部省管轄下の南校と称し、明治10年東京大学に統合された。)

なお、女子教員養成については、明治31年生徒定員男子160名、女子90名と定められた。この

時はじめて師範学校に「女子部」が設置されたのである。後述する高英の姉中原琴子の事跡とも関係してくるのである。

4 中原（八角）コト（琴子）について

高遠の長女コト女は中原正直と結婚して中原姓となる。彼女の基礎的研究としては加藤純子・藤原暹共著「中原琴子研究」（『岩手史学研究72』平成1年）がある。この論考はもともと、岩手大学人文社会科学部の藤原暹ゼミでの卒業論文をベースにしたものである。ここでは岩手県遠野市遠野小学校に保存されている琴子と四女てるの履歴書を中心に経歴を追跡し、併せて歌人琴子に及んで考察した労作である。

琴子も娘てる（照）も（そして息子正道も）一時遠野小学校に勤務していて、遠野に住んでいたのであるが、明治35年岩手県立女子師範学校の教師兼舎監となって盛岡に移る。以後明治44年退官するまで勤めた。その後は愛国婦人会の仕事や仏教婦人会の仕事など社会活動に励んだ。

さて今回茅ヶ崎・八角明子さん（博香・幹枝夫妻の長男豊璽さんの妻）から一枚の深澤「紅子」の雅号がある絵画を見せられた。この絵画は明子さんのお母さん（八角高英の五女ヤヨさんの娘松枝子さん）が高英の姉琴子（嫁ぎ先が中原）家から貰われたものという。



上掲の絵は水彩画で明らかに少女を描いた少女時代の習作と考えられる。紅子は明治36年3月23日の生まれであるので、その10歳前後とすれば琴子が女子師範学校を退官した直後頃に関係したとも考えられるが…。琴子と絵画という点から言えば明治39年1月に盛岡で流派を問わず真美を追及する目的で結成された「岩手彩友会」という絵画研究会がある。この会の発会式は明治39年1月28日に盛岡市の杜陵館で開かれたが、30人あまりの出席者の中に琴子の名があり入会していた事が考えられる。この会の幹事で事務局役だったのが早川良雄（当時仁王小学校の図画教師。石山と号した）であった。彼は琴子宅（盛岡市天神町、現盛岡第二高等学校の裏）に下宿していた事もあり、琴子一家と親しい関係にあった。琴子の次男正市は明治39年10月に渡米するのであるが、その親族中心の送別記念写真（上掲右 中央が琴子その右横が早川）に写っているからである。また、琴子の娘が女子美術学校にも学んでいるので琴子の周辺に絵画通が存在した事が考えられる。詳しくは今後の課題ではある。

（2002年9月20日受理）

八角家(高遠・高英)関係資料目録(茅ヶ崎八角所蔵資料)

☆八角高遠関係資料

下記No.1～13:「御証文并切手」包紙1袋に有り		
1	八角高遠肖像画軸[軸装:画賛(和歌)有:墨書:右軸先痛有]	1幅
2	高遠宛日本医師会医制五十年記念頌(賞)状[大正13年10月24日付:表彰筒付]	1通
3	医制発布五十年記念祝典表彰人名冊子[大正13年:正誤表1枚付:31頁:No.2と同筒]	1冊
4	木像	1体
下記No.5～75:木箱に有り/下記No.5～11:「通判鑑」包1袋に有		
5	盛岡戸籍方離縁届[辛未(明治4年)10月20日付:盛岡県御役所宛]	1通
6	通行証[従鬼柳御城下迄安政6年10月18日付:発給担当者黒印押印]	1通
7	通行証[御城下より田名部佐井迄宗積箱館勤番文久3年4月29日付:発給担当者黒印押印]	1通
8	通行証[従鬼柳より御城下迄文久4年2月2日付:発給担当者黒印押印]	1通
9	通行証[従鬼柳御城下迄元治2年2月2日付:発給担当者黒印押印]	1通
10	通行証[江戸屋舗出立奥州盛岡迄 元治2年2月2日付:発給担当者黒印押印]	1通
11	通行証[従鬼柳御城下迄慶応元年8月29日付:発給担当者黒印押印]	1通
下記No.12&13:「夜札」包1袋に有		
12	通行証[横浜・毛馬内・浦上(発給担当者名か)文政6年2月付]	1通
13	通行証[玉山昇(発給担当者名か)慶応4年6月付]	1通
14	敷地図面[内加賀野南側星川忠平敷地]	1枚
15	敷地図面[加賀野新小路南側 星川忠平江為替地被下置安政3年3月25日付]	1枚
16	敷地図面[加賀野新小路南側 八木沢金作江為替地被下置安政3年3月25日付]	1枚
17	御届申上之事[安政3年7月付]	1枚
18	口上之覚[?年7月御目付衆中宛]	1枚
19	口上之覚[?年11月御目付衆中宛]	1枚
20	宅地願上覚[加賀野地面届覚図面付明治3年:4枚綴:「為替地被下始末」包1袋有]	1綴
21	覚[?年10月13日付:宿紙]	1枚
22	八角佐枝菜草苗種試願上書[庚午(明治3年)閏10月付:盛岡県御役所宛]	1枚
23	新庄村土地内容証明[村木章平皆畑:辛未(明治4年)4月付]	1枚
24	新庄村発給文書[村長小七郎発給下川原様内□□宛]	1枚
25	家従宛願書[明治壬申(5年)3月付]	1枚
26	聞届候事[加賀野小路1990番地屋敷是迄之通所持明治壬申(5年)6月26日付]	1枚
27	地券御渡之事(願書)[明治壬申(5年)10月付]	1枚
28	岩手県地代上納通知(乍恐書付ヲ以奉願上候)[明治癸酉六年1月25日付:2紙綴]	1綴
29	地券代証文[明治6年2月10日付]	1枚
下記No.30～34:「辞令書」包1袋に有		
30	辞令[盛岡県学校少助教][明治庚午(3年)8月13日付:盛岡県印有]	1枚
31	辞令[岩手県十七等出仕][明治13年4月15日付:岩手県印有]	1枚
32	辞令[岩手県衛生課総務科医事懸申付][明治13年4月15日付]	1枚
33	出張命令書[宮城県下玉造郡鬼首村馬伝染病視察明治13年8月11日付]	1枚
34	辞令[岩手県衛生課雑務係][明治13年8月24日付]	1枚
小計 八角高遠関係 34点		

☆八角高英関係資料

下記No.35～41:「大阪師範学校/堺県辞令書」包1袋に有		
35	辞令「大阪師範学校出頭」[明治9年5月31日付]	1枚
36	辞令「大阪師範学校教師」[任給金廿圓明治9年6月1日付]	1枚
37	辞令「大阪師範学校依願雇解」[明治10年1月29日付]	1枚
38	辞令「堺県師範学校在勤」[明治10年2月27日付:県印有]	1枚
39	辞令「堺県予科教員」[月給拾貳円明治10年5月4日:県印有]	1枚
40	辞令「和州平谷学校在勤」[手當三円明治10年9月10日]	1枚
41	辞令「堺県六等訓導」[明治11年3月18日:県印有:下部に焼跡有]	1枚
下記No.42～:「本県辞令書」包1袋に有		
42	辞令「岩手師範学校豫科教員」[月俸八圓明治12年2月19日付]	1枚
43	辞令「巖手師範学校豫科教員」[月俸十貳円明治13年1月5日付]	1枚
44	出張命令書「東閉伊郡出張申付」[明治13年2月4日付]	1枚
45	辞令「岩手県中学校教授」[月俸十貳圓明治13年5月付]	1枚
46	辞令「巖手師範学校幹事寄宿舎取締兼務申付」[明治13年12月18日付]	1枚
47	職務勉勵賞「三圓五拾錢明治13年12月27日付」	1枚
48	辞令「岩手師範学校教授兼務申付」[明治14年1月15日付]	1枚
49	辞令「月給拾五圓」[明治14年5月21日付]	1枚
50	職務勉勵賞「三圓七拾五錢明治14年12月28日付」	1枚
51	褒状「加賀野学校新築費三圓寄附明治14年12月28日付:県印有」	1枚
52	辞令「岩手中学校月俸拾五圓支給」[明治15年1月19日付:県印有]	1枚
53	辞令「任巖手中学校一等助教諭」[明治15年1月19日付:県印有]	1枚
54	辞令「巖手中学校幹事兼務申付」[明治15年1月19日付:県印有]	1枚
55	辞令「兼任三等書記」[明治15年12月25日付:県印有]	1枚
56	職務勉勵賞「三圓七拾五錢明治15年12月28日付」	1枚
57	辞令「兼任一等書記」[明治16年1月25日付:県印有]	1枚
58	辞令「月給貳拾圓支給」[明治16年1月25日付:県印有]	1枚
59	辞令「準十一等」[明治16年11月9日付:県印有]	1枚
60	辞令「兼任巖手中学校書記」[明治16年11月9日付:県印有]	1枚
61	職務勉勵賞「四圓明治16年12月28日付」	1枚
62	職務勉勵賞「三円明治17年12月27日付」	1枚
63	辞令「岩手中学校一等助教諭依願免職」[明治18年6月9日付]	1枚
64	六年以上奉職手当「六拾圓明治18年7月1日付:県印有」	1枚
65	褒状「明治十七年十一月廳下火災救助四圓寄附明治18年7月25日付:岩手県令石井省一郎印有」	1枚
66	五村連合勸業会員当選書「明治18年9月25日付:新庄・浅岸・山岸・上下米内:朱印有」	1枚
67	辞令「任稗貫郡本城小学校長」[明治19年5月3日付:県印有]	1枚
68	辞令「稗貫郡本城小学校長月俸拾五圓」[明治19年5月3日付:県印有]	1枚
69	辞令「命稗貫高等小学校和賀高等小学校生徒係」[明治20年5月2日付:郡役所印有]	1枚
70	辞令「稗貫高等小学校雇月俸拾圓」[明治20年9月1日付:郡役所印有]	1枚
71	辞令「稗貫高等小学校依願解備」[明治20年9月9日付]	1枚
72	地方免許状「5カ年小学校英語科教員免許」[明治21年1月9日付:岩手県令石井省一郎印有]	1枚
73	辞令「任南岩手高等小学校訓導」[明治21年1月10日付:県印有]	1枚
74	辞令「南岩手高等小学校訓導月俸拾貳圓支給」[明治21年1月10日付]	1枚
75	教育勸語(写)[明治23年10月30日:岩手県西閉伊郡郡役所罫紙:高英没後の為関連資料]	1枚
八角高英関係41点 総合計75点		